

事業計画書に対する知事意見書

7 上伊地環第52-3号
令和 8 年（2026年） 6 月16日

株式会社清和
代表取締役 栗原 敦司 様

長野県上伊那地域振興局長

令和 8 年 2 月20日付けで提出のあった事業計画書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第44条第 1 項の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画書

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社清和 代表取締役 栗原 敦司 長野県伊那市日影58番地	
(2) 事業計画の概要		
➤申請の区分（Ⅰ）	産業廃棄物処理施設の変更許可	
①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県伊那市高遠町上山田32番	
②廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定するがれき類の破碎施設	
③処理を行う廃棄物の種類	○破碎する産業廃棄物 がれき類 特別管理産業廃棄物を除く。	
④廃棄物の処理施設の処理能力	300t/日（37.5t/h：8時間稼働）	
⑤変更の概要（変更許可等の場合）	がれき類の破碎施設の入替	
	新	旧
	(1) 処理施設の位置 長野県伊那市高遠町上山田32番 (2) 処理施設の構造及び設備 株式会社伊藤商会 GB600N ※油圧ショベル（日立建機株式会社 ZX210K-6）に取り付けて使用 処理能力：300 t/日 (37.5 t/h：8時間稼働)	(1) 処理施設の位置 長野県伊那市高遠町上山田32番、33番1、34番 (2) 処理施設の構造及び設備 日立建機株式会社 HR1000 処理能力：560 t/日 (70 t/h：8時間稼働)

2 知事意見

対象周辺地域の生活環境の保全に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
-----------------------------	--------------------

合意形成の方法に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
その他知事が必要と認める事項についての意見	特にありません。